

負担金を減らすための要件を大幅に緩和しました。

～経済危機対策で、より多くの農家の負担金が減ります～

土地改良負担金償還特別緊急支援対策のお知らせ

ここが変わります。

今回の経済危機対策では、平成21年度からスタートした土地改良負担金を7年間無利子化する経営安定対策基盤整備緊急支援事業より、幅広く農家を支援するため、

1. 担い手への農地利用集積要件、農地面的集積要件、担い手者数の増加要件が1/2に緩和されます。
2. 農家負担要件が1/2に緩和されます。

該当する農家の土地改良負担金は3年間無利子化されます。

※担い手育成農地集積事業、水田・畑作経営所得対策等支援事業の採択地区は対象となりません。

要件はこうなります。

支援を受けるためには、「担い手への農地集積要件」と「農家負担要件」を満足する必要があります。

担い手への農地集積要件 (注1)

(1)、(2)、(3)のいずれかを満たすこと。

(1) 担い手への農地利用集積要件

	事業実施前	目標
①	5%未満	7.5%以上へ
②	5～12.5%未満	2.5ポイント以上増加
③	12.5～13.5%未満	15%以上へ
④	13.5～22.5%未満	1.2ポイント以上増加
⑤	22.5～23.5%未満	23.5%以上へ
⑥	23.5%以上	シェアを増加
⑦	100%	100%を維持

(2) 担い手への農地面的集積要件

	事業実施前	目標
①	3.3%未満	5%以上へ
②	3.3～3.8%未満	1.8ポイント以上増加
③	3.8～8.6%未満	10.5%以上へ
④	8.6～15.7%未満	0.9ポイント以上増加
⑤	15.7～16.6%未満	16.6%以上へ
⑥	16.6%以上	シェアを増加
⑦	100%	100%を維持

(3) 担い手者数の増加要件

目標までに7.5ポイント以上増加。

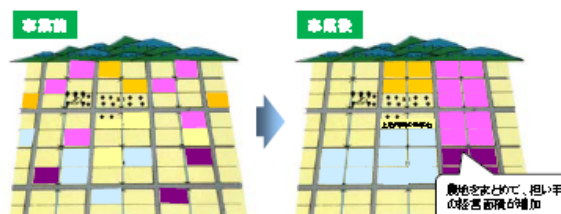
(注1)中山間地域等の条件不利地域ではさらに要件が1/2に緩和されます。

農家負担要件

合算総償還額^(注2)が\$44,000円/10a以上
又は740,000円/戸以上であること。

(注2)合算総償還額とは、現在負担金の償還を行っている事業に係る過去に支払った分を含めた全ての負担金を合計した金額です。

担い手への農地集積のイメージ



問い合わせ先

経済危機対策についての詳細や手続の方法については、都道府県土地改良事業団体連合会までお問い合わせください。(各連合会の電話番号はうら面へ)